

## 狛江市市内事業者優先発注に係る実施方針

### 1 目的

この方針は、狛江市が実施する公共調達について、市内の事業者（以下「市内業者」という。）優先発注に係る実施方針を定め、適正な競争原理の下で公正性を確保した上で、市内業者への優先発注を通し、市内経済の活性化及び市内業者の受注機会の確保と育成を図ることを目的とする。

### 2 適用の対象

本実施方針の適用の対象は、本市が実施する公共調達※とする。

※「公共調達」には、狛江市契約事務規則第72条の2に規定する契約（主管課契約）を含む。

### 3 定義

市内企業	市内業者	狛江市内に本社、本店を有する事業者※
	準市内業者	狛江市外に本社、本店を有するが、狛江市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
市外企業	都内業者	狛江市外（都内）に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する事業者
	都外業者	上記以外の事業者

※東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、競争入札参加資格申請を行っている事業者だけではなく、狛江市小額契約希望者登録制度に登録されている事業者（以下「小額登録事業者」という。）も含む。

注）いずれも登録されている事業者が前提となります。

### 4 実施方針

（1）建設工事（建築工事、土木工事、その他の工事を含む。以下同じ）及び建設工事に係る工事委託

① 原則として、市内業者の選定を優先し、工種、等級格付け及び求める施工実績等の要件により、狛江市工事請負指名競争入札参加基準に規定する指名業者数を市内業者で概ね充足し、十分な競争性が確保されると認められる場合には、原則として市内業者を対象とする。なお、建設工事における入札に関し、市内業者のみで競争する場合における最低制限価格の設定については、契約事務規則第31条第1項ただし書に基づき、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とし、当該工事の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事ごとに適正に定めるものと

する。

- ② 狛江市の入札参加資格者及び小額登録事業者（以下「入札参加資格者等」という。）から選定する。
- ③ 技術的難易度の高い建設工事において市内業者では対応できない又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格、工事施工及び業務履行の成績及び実績、工事経歴や業務経験による施工及び履行能力等を総合的に勘案して、準市内業者、都内業者、都外業者の順に対象を拡大する。
- ④ 受注者に対し、下請負・建設資材・物品等調達等においても、可能な限り市内業者に発注するよう要請するものとする。
- ⑤ 市内業者の受注機会の拡大や経営の安定化に向け適正な工期の設定とともに、工事及び業務の計画的な発注による平準化に努めるものとする。

## （２）物品の購入、製造（印刷製本）の請負、修繕

- ① 原則として、市内業者の選定を優先する。
- ② 原則として、狛江市の入札参加資格者等から選定する。
- ③ 市内業者のみでは競争性が確保されないとき又は調達若しくは対応ができないときは、準市内業者、都内業者、都外業者の順に対象を拡大する。
- ④ 物品又は修繕（小規模な修繕）において、同等品又は同質材料での対応が可能であれば、メーカー指定を極力避けるなど価格の競争性を確保して、特定の事業者に偏ることがないように考慮する。
- ⑤ 狛江市が行う各種行事の記念品等の発注においても、市内で生産、製造、加工されるもの又は市内代理店等から調達できるものであれば、可能な限り市内業者を活用する。

## （３）委託（建設工事に係る工事委託を除く委託）、手数料、保険料等その他の契約

- ① 原則として、市内業者の選定を優先する。
- ② 原則として、狛江市の入札参加資格者から選定する。
- ③ 狛江市において履行実績のない業務及び技術的難易度の高い業務で市内業者のみでは対応できない又は競争性が確保されないときは、事業者の有する資格や実績等を総合的に勘案して、準市内業者、都内業者、都外業者の順に対象を拡大する。
- ④ 契約の成立及び業務の履行に支障がない範囲で、業務委託における受注者の一部再委託においても、可能な限り市内業者の活用を努めるよう要請する。

## ５ 実施方針の解釈、運用、適用

- （１）本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点踏まえた上、契約の目的の達成のために合理的な範囲で発注方法を見直し、市内業者の優先の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに市外業者を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。また、本実施方針は、市内業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内業者が狛江市の全ての公共調達契約を受注することを目的としたもの

ではない。

- (2) 本実施方針の運用においては、市内業者の受注機会の確保及びその育成に努めると同時に、市内業者の自主的な努力を促すものとする。